

プロジェクト 税効果会計

項目 第 38 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準(案)について聞かれた意見)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 38 回税効果会計専門委員会(2016 年 8 月 8 日開催)で議論された、日本公認会計士協会(JICPA)から公表されている税効果会計に関する実務指針(会計処理に関する部分)のうち、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第 63 号」という。)の「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「法人税等会計基準(案)」という。)への移管に係る検討に関して、聞かれた主な意見をまとめたものである。

法人税等会計基準(案)の文案について聞かれた意見

2. 事務局より、法人税等会計基準(案)の文案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

用語の定義に関する意見

3. 法人税等会計基準(案)の第 3 項(8)において、「法人税等の更正、修正申告及び更正の請求を総称して、「更正等」という」としているが、「更正の請求」は、その後税務署による決定があることから、「法人税等の更正」や「修正申告」と同様に扱って良いか確認いただきたい。

(対応案)

国税通則法第 23 条第 4 項では、「税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。」とされている。このため、「更正の請求」がされ、課税標準又は税額等が変更される場合は、「更正」の手続を経ることから、「更正等」には法人税等の更正と修正申告のみを含めることを提案した。

4. 実務上、「更正」のための税務調査の後に「更正の請求」をすることがあるので、「更正の請求」と「更正」は、別々に定義せず、一つにまとめた方がわかりやすい。

(対応案) 第 3 項の(対応案)を参照。

範囲に関する意見

5. 在外子会社における税金について、「監査保証実務指針第 63 号の建付けを大きく変更することとなるため」という理由で適用範囲に含めないのではなく、財務諸表の有用性の観点から問題が生じているかどうかを見極めた上で、適用範囲に含めるかどうかを決めるべきではないか。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

6. 法人税等会計基準（案）の対象範囲を「我が国において納税する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表における法人税、地方法人税、住民税及び事業税」とし、在外子会社が納付する税金を対象外としている。一方で、税効果会計基準及び税効果適用指針（案）は、海外の税金も対象範囲に含めている。法人税等会計基準（案）の対象範囲をこのように限定しても、税効果会計に影響を与えないか、整理いただきたい。

(対応案) 審議事項(7)-3 を参照。

7. 在外子会社は連結上、実務対応報告第 18 号に従うが、国内企業においても、外国税額控除や移転価格税制、タックスヘイブンの外国子会社合算税制など外国税制の影響がある。日本の法人税の計算過程で、これらの外国税制も対象になるので、結論の背景において、これらの取扱いを明確にすることが望ましい。

(対応案) 審議事項(7)-3 を参照。

8. 日本の当局に税金を払う外国子会社については、追徴や還付も含めて法人税等会計基準（案）を適用することになるのか、整理して頂きたい。

(対応案) 審議事項(7)-3 を参照。

更正等による追徴に関して事務局提案に賛成する意見

9. 追徴税額についての会計処理に関して、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(8)に定める誤謬に該当するときを除き、損益として計上することとしている点は、実務と整合していると考え。また、何が誤謬に該当するのかについて、結論の背景においても、深く言及しないという点に関しても事務局案に賛成である。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。

10. 追徴の計上基準に関して、企業会計原則注解（注 18）に定められている引当金の定めを参照して、法人税、地方法人税、住民税及び事業税の更正等により追加で徴収される可能性が高く、当該追徴税額を合理的に見積ることができる場合に、当該追徴税額を損益として計上する点に関して、実務と整合していると考ええる。

（対応案） 事務局の提案に賛成するコメントである。

更正等による還付に関して事務局提案に賛成する意見

11. 「還付することが確実に見込まれる」という表現を入れることは、今までの実務の考え方を勘案すると適切な表現であると考ええる。

（対応案） 事務局の提案に賛成するコメントである。

更正等による還付に関して閾値は高くなるという意見

12. 日本における一般的な考え方としては、還付に関しては閾値が高いと考えるが、その根拠に関して、可能であれば引用があると説得力があると考ええる。現在例示されているソフトウェアに係る会計処理の定めが今回の内容として適切かどうかは疑問である。また、追徴と還付で同列に取り扱われないように、表現の工夫をお願いしたい。

（対応案） 審議事項(7)-2 を参照。

その他の意見

13. 国際的な会計基準との整合性について、「監査保証実務指針第 63 号の内容を抜本的に改正することにつながる」という理由ではなく、日本基準を高品質に保つ点などから監査保証実務指針第 63 号の取扱いを踏襲しているとすべきではないか。なお、国際的な動向や今後の実務における適用状況を勘案して、将来検討する可能性がある旨を示しておくことも考えられる。

（対応案） 審議事項(7)-2 を参照。

14. 税務当局からの指摘により追徴又は還付がある場合、見解の相違であることが多く、実務では、財務諸表作成時の最善の見積りを行った結果であるとする整理が多かったものと考えられる。現在の文案で「この定めの内容を基本的に踏襲している」のみでは、実務において混乱が生じる可能性もあり得るため、何らかの追加記載を検討いただきたい。

審議事項(7)-5

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

15. 法人税等会計基準（案）が公表される場合、これまでの考え方が変わったのかどうかについて、明確にする必要がある。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

16. 仮払いについて資産計上するケースを排除していないことを記載することによって、却って実務において都合よく解釈されないか、懸念する。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

以上